（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十三条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　防衛特別法人税」を「第三章の二　防衛特別所得税
第一節　総則（第五条の二―第五条の七）
第二節　個人の納税義務（第五条の八―第五条の二十四・第五条の二十六―第五条の三十・第五条の三十一）
第三節　法人の納税義務（第五条の二十五・第五条の三十二―第五条の三十七）
第四節　源泉徴収（第五条の三十八―第五条の四十）
第五節　雑則（第五条の四十一―第五条の四十三）
第六節　罰則（第五条の四十四―第五条の四十六）
第四章　防衛特別法人税」に、

第一条第一項中「防衛特別法人税」を「防衛特別所得税及び防衛特別法人税（以下「防衛特別税」という。）」に、「、及び」を「、並びに」に改め、同条第二項中「防衛特別法人税」を「防衛特別税」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　防衛特別所得税

第一節　総則

（定義）

第五条の二　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二　非永住者　所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。

三　非居住者　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四　内国法人　所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五　外国法人　所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。

六　人格のない社団等　所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七　確定申告書　所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三第五項又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

八　防衛特別所得税申告書　第五条の十四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四　決定　第五条の二十一の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五　源泉徴収　第四節の規定により防衛特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七　充当　第五条の二十八の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第五条の三　人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2　所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第五条の七及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者及び源泉徴収義務者）

第五条の四　所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、防衛特別所得税を納める義務がある。

2　所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

（課税の対象）

第五条の五　居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

2　内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。

（基準所得税額）

第五条の六　この章（第五条の十第二項第二号を除く。）において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一　非永住者以外の居住者　所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二　非永住者　所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三　非居住者　所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五及び第百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十条の規定を除く。）により計算した所得税の額